「大津市伝統芸能会館友の会」規約

（名称）

第 1 条

当会の名称は「大津市伝統芸能会館友の会」とします。

（目的）

第 2 条

当会は、伝統芸能を愛好する大津市内外の会員によって構成し、大津市の文化振興・伝統芸能の発展継承に寄与することを目的とします。

（会費）

第 3 条

会費は 1,000 円（年会費）とします。なお、途中退会に際しての返金は行いません。

（会員特典）

第 4 条

会員特典は下記の通りとします。

1. 当館主催公演チケットの先行購入
2. 「大津市伝統芸能会館通信」および当館自主公演案内の郵送サービス

（会員の有効期限）

第 5 条

会員の有効期限は入会申込受付日から翌年 3 月 31 日までとします。

（会員証）

第 6 条

会員には会員証を発行します。チケット先行ご購入の際は、会員証をご提示ください。なお、先行販売に電話予約される際には、会員番号・会員氏名・電話番号等の確認をもって会員証の提示に替えるものとします。

附則

この規約は、平成 22 年 12 月 1 日から施行します。

附則

この規約は、平成 23 年 12 月 1 日から改定実施します。

－－－－－－－－－－－－－－－－－ き り と り せ ん（下部のみご提出ください。規約はお手元に保管ください） －－－－－－－－－－－－－

平成 24 年度　大津市伝統芸能会館 友の会　入会申込書

受付日　　年　　月　　日

お 名 前	ふりがな	男 ・ 女	会員番号 （事務局記入）
ご 住 所	（ 〒　　－　　）		
電話番号	（　　）　　－		